

大雨・台風シーズンに向けて

夏から秋にかけて、大雨や強風、台風が発生しやすい季節になります。

1 大雨や台風による災害は毎年発生しています

日本では、梅雨前線や秋雨前線、台風などによる、人命を脅かすような自然災害が、毎年のように発生しています。特に、近年は猛烈な台風や想定外の災害が発生しており注意が必要です。

○昨年発生した全国の主な自然災害

8月	台風11号及び9号	死者2名	負傷者87名	家屋・浸水被害等	3,816件
	台風10号	死者・行方不明者	27名	負傷者	14名
9月	台風13号	死者1名	負傷者2名	家屋・浸水被害等	556件
				(消防庁調べ)	

2 事前の防災対策を！

○避難場所を確認しましょう。

避難場所は、小中学校をはじめ、町内30か所が指定されています。避難場所は町ホームページなどで確認しましょう。

(茨城町ホームページTOP→暮らし・手続き→防災・消防・安全→防災→災害情報)

●避難場所・避難所 一覧

No.	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所	一時避難場所
		洪水	土砂災害	地震	大規模な火事		
1	長岡小学校	○	○	○	○	○	
2	葵小学校	○	○	○	○	○	
3	大戸小学校	○	○	○	○	○	
4	旧川根小学校	○	○	○	○	○	
5	旧上野合小学校	○	○	○	○	○	
6	旧沼前小学校	○	○	○	○	○	
7	駒場庁舎(旧駒場小学校)	○	○	○	○	○	
8	旧石崎小学校	○	○	○	○	○	
9	旧広浦小学校	○	○	○	○	○	
10	明光中学校	○	○	○	○	○	
11	青葉中学校	○	○	○	○	○	
12	青葉小学校	○	○	○	○	○	
13	県立茨城東高等学校	○	○	○	○	○	
14	県立農業大学校	○	○	○	○	○	
15	中央公民館大ホール	○	○	○	○	○	
16	総合福祉センターゆうゆう館	○	○	○	○	○	
17	桜の郷中央公園	○	○	○	○		
18	香取地区学習等供用施設						○
19	大山原農村集落センター						○
20	南川又農村集落センター						○
21	五里峰農村集落センター						○
22	赤坂農村集落センター						○
23	秋葉公民館						○
24	海老沢ふるさとコミュニティセンター						○
25	中山集落農事集会所						○
26	木部南部公民館						○
27	小幡区民センター						○
28	上雨谷農村集落センター						○
29	神谷農村集落センター						○
30	飯塚新農村集落センター						○

○茨城県防災メールに登録しましょう。

茨城県では、気象情報や避難情報等に関する防災情報を電子メールで携帯端末やパソコンに配信しています。

情報を迅速に入手して、災害に備えましょう。

**茨城県防災情報
メール登録QR**

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/mobile/mail/touroku3.html>



- ・電子メールの登録 茨城県ホームページ→防災・危機管理情報→茨城県防災情報メール
- ・携帯端末からは、左ページ下の携帯端末用QRコードより、登録画面にアクセスできます。



早めの防災対策を！

気象情報に注意して、早めの防災行動をとるようにしましょう。

○風雨が強くなる前に屋内外の点検、確認をしましょう。

- (1) 屋外
 - ・窓や雨戸を点検し、必要に応じて補強する。
 - ・雨どいや側溝を掃除し、水はけをよくする。
 - ・風で飛ばされそうなものは固定するか、屋内に移動する。
- (2) 屋内
 - ・停電に備え、懐中電灯やラジオを準備する。
 - ・飲料水、非常食を、3日分を目安に準備する。
 - ・非常持出品をリュックサックなどにまとめて、持ち出せるよう準備する。



※非常持出品は、食料や貴重品、懐中電灯、ラジオのほか、お薬やおむつなど、家族構成に合わせた準備をしましょう。

3 災害発生のおそれがあるとき

台風が接近している、大雨の予報が発表されているなど、災害発生のおそれがあるときは、最新の気象情報に注意し、必要に応じて避難するようにしましょう。

○気象庁が発表する気象情報

情報の種類	内容	とるべき行動
注意報	災害が発生するおそれのある場合	最新の情報に注意して、災害に備えた準備を。
警報	重大な災害が発生するおそれがある場合	町が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じて速やかに避難を。
土砂災害警戒情報	土砂災害が発生するおそれがある場合	
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合	ただちに命を守る行動を！ 避難するか、外出することが危険な場合は屋内で安全な場所にとどまる。

○町が発令する避難情報

情報の種類	内容
避難情報・高齢者等避難開始	住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。
避難勧告	災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。
避難指示（緊急）	住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもの。 避難勧告より急を要する場合や人に被害がでる危険性が非常に高まった場合に発令。 ただちに避難行動を開始してください。外出することが危険な場合は屋内で安全な場所にとどまる。

町からの災害情報は、防災行政無線、エリアメール等により皆さまにお知らせします。聞き取りにくかった防災行政無線の放送内容は電話で確認することができます。

- (防災行政無線テレフォンサービス) ☎ 029-292-8861 (有料)
- (フリーアクセス) ☎ 0800-800-8848 (無料)

【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125 (直通)